

札幌市防災資機材購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市自主防災活動推進要綱（平成9年3月28日施行、以下「推進要綱」という。）第8条の規定に基づき自主防災活動組織として登録された町内会が防災資機材を購入する場合に、予算の範囲内において交付する補助金に関し、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 この要綱による補助金の交付対象は、推進要綱第8条の規定により登録された町内会とする。ただし、町内会が共同により活動組織を編成している場合は、一の町内会とみなす。

(防災資機材)

第3条 補助の対象となる防災資機材は、消火、救助、救護活動及び災害時生活に必要な防災資機材で、別表に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、防災資機材の購入費用及び設置に係る経費（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、防災資機材の使用に必要となる消耗品類の購入費用は除く。

2 補助金の交付決定前に購入した防災資機材の費用は、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額から、1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、100,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする町内会の代表者（以下「申請者」という。）は、防災資機材購入費補助金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 品名・数量・費用の内訳が分かる見積書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の提出は、スマート申請（札幌市が採用するオンライン申請サービスをいう。以下同じ。）によることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、防災資機材購入費補助金交付決定通知書（様式2）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を行わないことと決定したときは、防災資機材購入費補助金不交付決定通知書（様式3）にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(申請の変更及び中止)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた後、第6条の交付申請内容に変更が生じたとき、又は防災資機材の購入を中止するときは、防災資機材購入費補助金交付変更申請・中止届出書(様式4)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更申請の場合、変更後の品名・数量・費用が分かる見積書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、変更がやむを得ないと認めるときは、防災資機材購入費補助金交付決定内容変更通知書(様式5)により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の提出は、スマート申請によることができる。

(実績報告)

第9条 申請者は、防災資機材の購入を完了したときは、別に定める提出期限までに防災資機材購入実績報告書(様式6)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入日・品名・数量・購入金額が分かる領収書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の提出は、スマート申請によることができる。

3 やむを得ない事情により提出期限までに第1項の提出が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災資機材購入費補助金交付確定通知書(様式7)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において補助金交付条件に適合しないと認めるときは、申請者に対して是正措置を求めることができる。

3 申請者は、市長より是正措置を求められたときは、市長が指定する期日までに是正措置を講じなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条第1項に規定する交付確定を通知した後、速やかに補助金の交付手続きを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者から申出があったときは、事前に概算額を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号いずれかに該当するときは、防災資機材購入費補助金交付取消・返還通知書(様式8)により、決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

(交付申請の限度)

第13条 補助金の交付は、一の町内会につき同一年度内に1回限りとする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第14条 補助金の交付を受けた町内会は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、札幌市が交付決定した日が属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(防災資機材の管理)

第15条 補助金の交付を受けた町内会は、補助の対象となった防災資機材を自主防災活動に十分活用するとともに、責任をもって維持管理しなければならない。

(防災資機材の使用等に係る承認)

第15条の2 規則第21条第1項第2号の機械及び重要な器具は、購入費用の金額が100,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)以上のものとする。

2 補助金の交付を受けた町内会が、補助の対象となった防災資機材のうち前項に該当するものについて、規則第21条による承認を受けようとするときは、あらかじめ防災資機材の使用等に係る承認申請書(様式9)又はスマート申請により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、防災資機材の使用等に係る承認・不承認通知書(様式10)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、危機管理局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表

| | | |
|-------|--|---|
| 応急資機材 | 【消火活動用】 消火用バケツ 組立式簡易水槽 消火器 【救助活動用】 のこぎり ハンマー スコップ ロープ 担架 おの 金てこ かませ木 ジャッキ リヤカー はしご・脚立 階段避難車 救助工具セット 【救護活動用】 救急箱 車椅子 AED | 発電機 ポータブル蓄電池 投光器 簡易トイレ 簡易ベッド 災害時生活活用資機材 ストーブ等暖房器具 防水シート・ブルーシート |
| | ヘルメット 資機材収納箱（カートやバッグ等も可） エレベーター用防災キャビネット テント 防災資機材保管庫 その他 | |

※ 上記品目の使用に必要なとなる消耗品類は除く